

誰が支払うのか？ 日本への労働力移動について企業が知っておくべきこと

オンラインセミナー 2020年9月4日（金）午後3時～4時30分

2019年6月末時点で、日本におけるベトナム人移民労働者数は371,755人に達しています。ベトナムの地方および国から海外へ送り出す労働者は年々増加しており、日本は、その主な目的地（渡航先）となっています。

ベトナム政府は現在、日本への移住を含む、就労のための移住を規定する重要な法案の見直しを行っています。現在の法案は、移民労働者が移住に先立って人材仲介業者に対して仲介手数料を支払うことや、渡航に先立って多額の保証金を支払うことを認めています。一方で、[ILO「公正な人材募集・斡旋に関する一般原則及び実施指針ならびに募集・斡旋手数料及び関連費用の定義」](#)では、採用に係わる費用や関連費用を労働者や求職者に課してはならないとされています。

これは、日本の雇用者や事業にとって何を意味するのでしょうか？

この度、国際労働機関（ILO）、人権ビジネス研究所（IHRB）、経済人コー円卓会議日本委員会はオンラインセミナーを開催し、これらの問題についての情報を提供し、皆さんとともに、日本におけるビジネスや移民労働者をどのように保護するのかについて議論いたします。

本オンラインセミナーは、皆様の以下を狙いとして実施いたします。

- 移民労働者の不公正な募集に内在する事業上のリスクと風評リスクに対する気づきを得る
- 責任ある募集や採用へのコミットメントを示すグローバル企業の広がりを強調する
- ベトナム人移民労働者が置かれた状況に対する理解を促す
- 移民労働者が採用および雇用にあたって手数料を支払うことのない採用ビジネスを学ぶ
- 企業間で経験を共有し、さらなる対話やパートナーシップや協働を促す

日本の事業およびサプライチェーンにおいてベトナム人労働者を雇用する日本企業や、ベトナム人技能実習生に係わる監理団体、送出機関など、多くの皆様のご参加をお待ち申し上げております。

日本語と英語の同時通訳あり

15:00-15:10	開会挨拶 経済人コー円卓会議日本委員会 事務局長 石田寛
15:10-16:10	プレゼンテーション ジェーン・ホッジ (Jane Hodge) ILO ベトナム事務所 プロジェクトマネジャー / テクニカルオフィサー ニール・ウィルキンス (Neill Wilkins) 人権ビジネス研究所 (IHRB) 移民労働者プログラム責任者
16:10-16:30	Q&A